

弁理士法第14条第2項（同法第15条の2第2項において準用する場合を含む。）
に規定する受験禁止期間に関する処分基準（案）

平成〇年〇月〇日 工業所有権審議会

1. 趣旨

本基準は、弁理士法（平成12年法律第49号）第14条第2項（同法第15条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、弁理士試験若しくは特定侵害訴訟代理業務試験を不正の手段によって受け、又は受けようとする行為（以下「不正行為」という。）に厳正に対処し、もって弁理士試験及び特定侵害訴訟代理業務試験の公正かつ適正な実施を確保することを目的とする。

2. 処分の基準

不正の手段によって弁理士試験若しくは特定侵害訴訟代理業務試験を受け、又は受けようとした者に対しては、以下を基準として受験禁止期間を決定する。

受験禁止期間	態様
1年	他の受験者の答案をのぞき見る、試験終了の合図後に答案作成を続けるなどの不正行為
2年	参考書、メモ等を答案作成に利用できる状態に置くなどの悪質な不正行為
3年	替え玉受験などの極めて悪質な不正行為

- （注） 1. 不正行為の内容及び情状により受験禁止期間を加重又は減免することができる。
2. 過去に不正行為を行った者が、再度不正行為を行った場合は、その態様に応じて3年を上限として受験禁止期間を加重することができる。

弁理士法（平成12年法律第49号）（抄）

（合格の取消し等）

第14条 審議会は、不正の手段によって弁理士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 審議会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により3年以内の期間を定めて弁理士試験を受けることができないものとする事ができる。

（特定侵害訴訟代理業務試験）

第15条の2 特定侵害訴訟代理業務試験は、特定侵害訴訟に関する訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力に関する研修であって経済産業省令で定めるものを修了した弁理士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するため、論文式による筆記の方法により行う。

2 第12条から第15条までの規定は、特定侵害訴訟代理業務試験について準用する。